

## 令和4年度第2回建築審査会 会議要旨

1. 日時 令和4年7月11日(月) 午前10時00分から11時38分まで

2. 場所 大阪市役所本庁舎 P1階 会議室

### 3. 出席者

(委員)

横田委員、阿部委員(記録責任者)、清水委員、水野委員(記録責任者)、牧田委員

(幹事)

[計画調整局] 坂中(建築指導部長)、

森(建築企画課長)、生駒(建築情報担当課長)

水野(建築確認課長)、中森(監察課長)

藤川(都市計画課長)、中坊(開発誘導課長)

[環境局] 河合(環境管理課長)

[消防局] 都丸(消防設備指導課長)

(事務局)

[計画調整局] 國領(注1)、木戸(注1)、太田(注1)、赤井、三木、鈴木

(注1)書記

### 4. 議題

#### (1) 個別同意案件

- ・ 議案第3号 保存建築物建築であって基準法の適用を除外する建築物として指定するもの(建築基準法第3条第1項第三号)について
- ・ 議案第4号 指定容積率の限度を超えるもの(建築基準法第59条の2第1項)について
- ・ 議案第5号 指定容積率の限度を超えるもの(建築基準法第59条の2第1項)について

#### (2) 一括同意案件の報告

- ・ 接道義務の特例許可(建築基準法第43条第2項第2号)における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について
- ・ 道路内建築物の特例許可(建築基準法第44条第1項第2号)における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について
- ・ 日影による中高層建築物の高さの制限の特例許可(建築基準法第56条の2第1項ただし書き)における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について

#### (3) その他

### 5. 議事要旨

#### (1) 個別同意案件

##### ・ 議案第3号

保存建築物であって建築基準法の適用を除外する建築物として指定するもの(建築基準法第3条第1項第三号)について説明。

建築計画について質問があり、事務局より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

##### ・ 議案第4号

指定容積率の限度を超えるもの(建築基準法第59条の2第1項)について説明。

建築計画について質問があり、事務局より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

- ・ 議案第 5 号  
指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第 59 条の 2 第 1 項）について説明。  
建築計画について質問があり、事務局より説明を行い、審議の結果、同意を得た。
- (2) 一括同意案件の報告
  - ・ 接道義務の特例許可（建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて報告を行った。
  - ・ 道路内建築物の特例許可（建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて報告を行った。
  - ・ 日影による中高層建築物の高さの制限の特例許可（建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて報告を行った。
- (3) その他

## 6. 会議資料

- (1) 建築許可に関する建築審査会の同意について（依頼）
- (2) 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
- (3) 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
- (4) 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告

以上で議事は終了した。

次回は、令和 4 年 8 月 8 日（月）午前 10 時より開催されることになった。